第四十二条の次に次の一条を加える。

（災害等による期限の延長により中間申告書の提出を要しない場合）

第四十二条の二　国税通則法第十一条（災害等による期限の延長）の規定による申告に関する期限の延長により、中間申告書（前条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。）の提出期限と当該中間申告書に係る課税期間の第四十五条第一項の規定による申告書の提出期限とが同一の日となる場合は、前条第一項本文、第四項本文又は第六項本文の規定にかかわらず、当該中間申告書を提出することを要しない。

第四十三条第一項中「（前条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書をいう。以下この章において同じ。）」を削り、「これらの規定」を「第四十二条第一項」に、「三月中間申告対象期間又は」を「同条第四項に規定する三月中間申告対象期間又は同条第六項に規定する」に、「前条第一項各号」を「第四十二条第一項各号」に改める。

（酒税法の一部改正）

第七条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

本則中「連続式蒸留しようちゅう」を「単式蒸留しようちゅう」に改める。

第三条第三号ハ中「十度」を「十一度」に改め、同条第八号中「、しようちゅう」を「、焼酎」に、「のものその他政令で定める」を「であることその他の政令で定める要件を満たす」に改め、同条第十一号中「のものその他政令で定める」を「であることその他の政令で定める要件を満たす」に改め、同号イからハまでの規定中「しようちゅう」を「焼酎」に改め、同条第十二号ロ中「当該政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五十」を「麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のもので」に改め、同号に次のように加える。

ハ　イ又はロに掲げる酒類にホップ又は政令で定める物品を加えて発酵させたもの（その原料中麦芽の重量がホップ及び水以外の原料の重量の合計の百分の五十以上のものであり、かつ、その原料中政令で定める物品の重量の合計が麦芽の重量の百分の五を超えないものに限る。）

第三条第十三号ニ中「。次号ハ」を「。同号ハ」に改め、同号に次のように加える。

ホ　イからニまでに掲げる酒類に政令で定める植物を浸してその成分を浸出させたもの

第三条第十八号を次のように改める。

十八　発泡酒　次に掲げる酒類（第七号から前号までに掲げる酒類を除く。）で発泡性を有するもの（アルコール分が二十度未満のものに限る。）をいう。

イ　麦芽又は麦を原料の一部としたアルコール含有物を蒸留したものを原料の一部としたもの

ロ　イに掲げる酒類以外の酒類で、ホップ又は財務省令で定める苦味料を原料の一部としたもの

ハ　イ又はロに掲げる酒類以外の酒類で、香味、色沢その他の性状がビールに類似するものとして政令で定めるもの

第三条第二十六号中「でんぷん質物」を「でん粉質物」に改め、同条第二十七号中「第二十九条」の下に「（保税地域の種類）」を加える。

第十条第七号中「国税犯則取締法（明治三十三年法律第六十七号）」を「国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）」に改め、「（科料に相当する金額に係る通告処分を除く。）」を削り、同条第七号の二中「以下」の下に「この号において」を加え、同条第十二号中「不充分」を「不十分」に改める。

第二十三条第一項第一号中「二十二万円」を「十五万五千円」に改め、同項第二号中「十四万円」を「十万円」に改め、同項第四号中「二十二万円」を「二十万円」に、「一万千円」を「一万円」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げるもの」を「その他の発泡性酒類」に、「当該各号に定める金額」を「十万円」に改め、同項各号及び同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第三十条第一項中「これらの項」を「これらの規定」に、「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第三項中「及び無申告加算税」を「、無申告加算税及び重加算税」に改め、同条第五項中「もどし入れた」を「戻し入れた」に改め、同条第六項中「第三項から第五項まで」を「前三項」に改め、同条第九項中「（昭和三十七年法律第六十六号）」を削り、「掲げる期限」を「定める期限」に改める。

第四十三条第二項中「含む」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、酒類に炭酸ガスを混和した酒類が発泡酒に該当する場合は、この限りでない。

第四十三条第八項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

（国税通則法の一部改正）

第八条　国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十章　罰則（第百二十六条―第百三十条）」を「第十章　罰則（第百二十六条―第百三十条）
第十一章　犯則事件の調査及び処分（第百三十一条―第百五十四条）
第一節　犯則事件の調査及び処分（第百三十一条―第百六十条）」に改める。

第五条第一項中「第二章（国税の納付義務の確定）」を「次章」に、「）及び」を「）、」に改め、「期間制限）」の下に「、第七章の二（国税の調査）及び第十一章（犯則事件の調査及び処分）」を加え、同条第二項中「あん分」を「按分（あん）」に改める。

第十九条第四項第三号ハ中「非居住者に対する準用」を「申告、納付及び還付」に、「第八十条第六項」を「第八十条第七項」に、「第八十一条の三十一第四項（連結欠損金に対する準用」を「第八十一条の三十一第六項（連結欠損金の繰戻しによる還付」に、「第百四十四条の十三第十二項」を「第百四十四条の十三第十三項」に改める。

第二十九条第一項中「以下」の下に「第七十二条（国税の徴収権の消滅時効）までにおいて」を加える。

第三十四条の二の見出し中「納付書の送付等」を「通知等」に改め、同条第一項中「行なおう」を「行おう」に、「納付書の当該金融機関への送付」を「事項の当該金融機関に対する通知で財務省令で定めるもの」に改め、同条第二項中「依頼により送付された納付書」を「通知」に改める。

第三十四条の六第三項中「第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）において」を「以下」に改める。

第六十八条第五項を削る。

第七十一条第二項中「第二条第十二号の六（」を「第二条第十二号の五の二（」に、「同条第十二号の六に」を「同条第十二号の五の二に」に、「同条第十二号の六の二」を「同条第十二号の五の三」に改める。

第七十四条の二第一項中「、消費税に関する調査」の下に「（第百三十一条第一項（質問、検査又は領置等）に規定する犯則事件の調査を除く。以下この章において同じ。）」を加える。

第七十四条の四第一項中「あるときは、」の下に「酒類製造者等（」を、「第四号において同じ。）」の下に「をいう。第三項において同じ。）」を加え、同条第三項を次のように改める。

3　当該職員は、酒類製造者等に原料を譲渡する義務があると認められる者その他自己の事業に関し酒類製造者等と取引があると認められる者に対して質問し、これらの者の業務に関する帳簿書類その他の物件を検査し、又は当該物件の提示若しくは提出を求めることができる。

第七十四条の四第四項中「、その団体員」を「その団体員」に改める。